

荏田町工場立地法 地域準則条例の概要

令和8年6月

荏田町 交通商工課

1. 工場立地法とは

工場の立地が、周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合等を定め、一定規模以上（※）の工場等を新設又は変更する際に、事前の届出を義務付けています。

※対象となる業種：製造業（物品の加工業含む）、電力供給業（水力、地熱、太陽光発電所除く）、ガス供給業、熱供給業

※対象となる工場の規模：敷地面積9,000㎡以上または建築面積の合計が3,000㎡以上

〔用語の定義〕

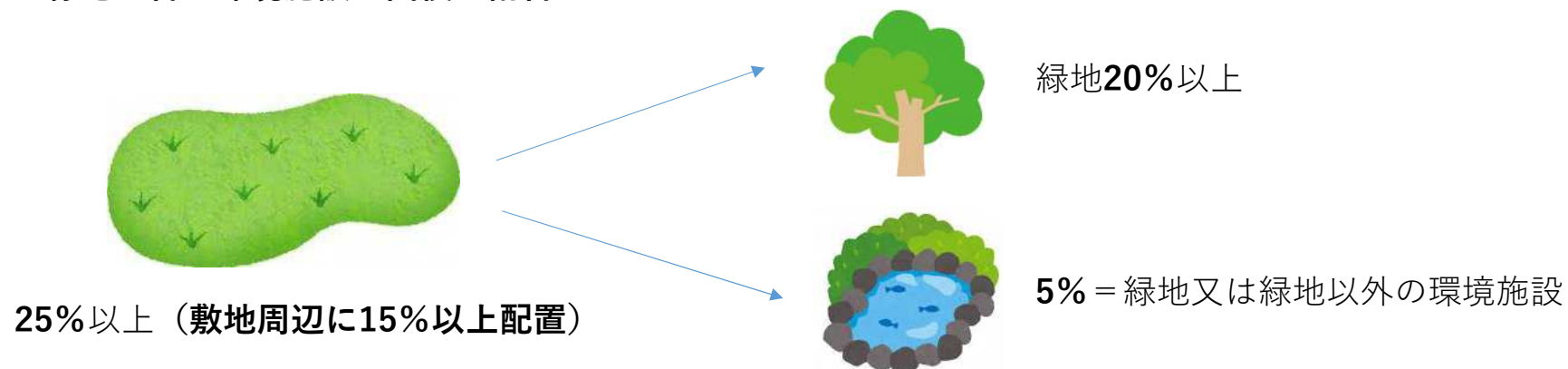
緑地：樹木や芝などで覆われた土地

緑地以外の環境施設：太陽光パネル、噴水、池、広場、屋外運動場、調整池など

環境施設：緑地及び緑地以外の環境施設

重複緑地：屋上・壁面緑地、駐車場緑地

緑地を含む環境施設の面積の割合



2. 町準則の概要（緑地面積率等の一部緩和）

荇田町では、地域の実情に応じた弾力的な運用を行うことで、工場等の新設や増改築、設備更新、工場の耐震化が促進されるなど、本町の産業の振興と安定した雇用の維持・創出を図ることを目的に、工場立地法の地域準則条例を制定し、工場の新設や増設などの際に設置が必要な緑地面積率等の規制を一部地域で緩和しました。

国準則	対象区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地の算入率
	町内全域	20%以上	25%以上	(緑地面積の) 25%以内



町準則	対象区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地の算入率
	第一種区域 (住居・商業系地域)	20%以上	25%以上	(緑地面積の) 50%以内〔+25%〕
	第二種区域 (準工業地域)	10%以上〔▲10%〕	15%以上〔▲10%〕	
	第三種区域 (工業・工業専用地域)	5%以上〔▲15%〕	10%以上〔▲15%〕	
	第四種区域 (その他の地域)	20%以上	25%以上	

※第三種区域のうち、新松山臨海工業団地地区計画及び荇田臨空産業団地地区計画の区域内の工業専用地域については、地区計画において緑化率の定めがありますのでご注意ください。

3. 生産施設面積率

敷地面積に対する生産施設面積の割合の上限は、業種によって30%～65%の範囲内で国準則に規定されています。

国 準 則	業種の区分		生産施設 面積率
	第1種	・ 化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 ・ 石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
	第2種	・ 伸鉄業	40%
	第3種	・ 窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、 ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	45%
	第4種	・ 鋼管製造業及び 電気供給業	50%
	第5種	・ でんぷん製造業 ・ 冷間ロール成型形鋼製造業	55%
	第6種	・ 石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業 （石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。） 及び高炉による製鉄業	60%
	第7種	・ その他の製造業 ・ ガス供給業及び熱供給業	65%

※ 生産施設とは・・・製造業における物品の製造工程等を形成する機械又は装置が設置される建築物。

※ 生産施設面積率：敷地面積に対する生産施設の面積の割合

（業種は、「日本標準産業分類」による）

4. 町内の特例団地に適用される準則値の変更について

工業団地特例は、町準則と併用できるため、町内に3か所ある特例団地の準則値は再計算され、緑地面積率と環境施設面積率はともに「0%」まで緩和されます。

国 準 則	工業団地特例の適用		緑地面積率 (%) (下限)	環境施設面積率 (%) (下限)	国 準 則	生産施設面積率 (%) (上限)						
	国準則値		20	25		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第7種
	1	苅田臨海工業用地 (苅田2号地)	9.576	15.228		33.909	45.212	50.863	56.515	62.166	67.818	73.469
	2	松山工業用地	10.088	15.707		33.717	44.956	50.576	56.195	61.815	67.434	73.054
	3	白石工業団地	0.000	0.000		50.354	67.139	75.532	83.924	92.316	100.000	100.000



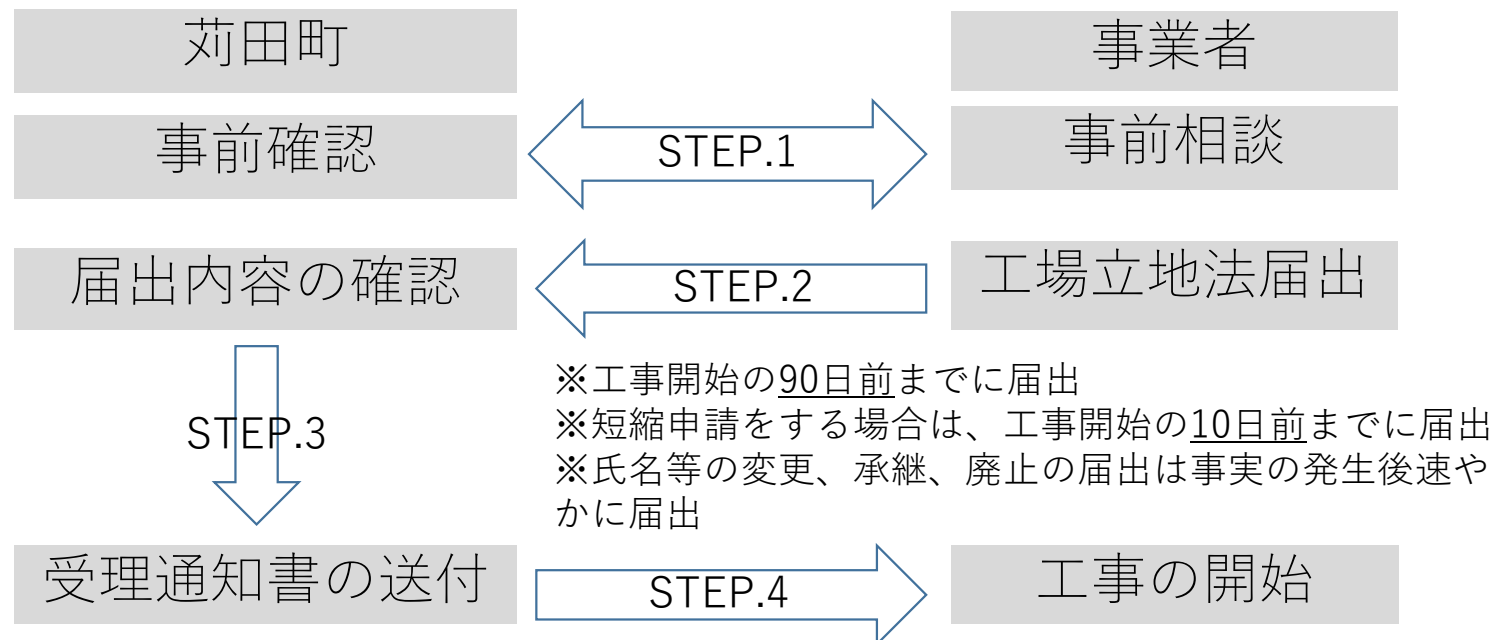
町 準 則	工業団地特例の適用		緑地面積率 (%) (下限)	環境施設面積率 (%) (下限)	国 準 則	生産施設面積率（％）（上限）						
						第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第7種
	国準則値		20	25		30	40	45	50	55	60	65
	1	苅田臨海工業用地 （苅田2号地）	0.000	0.000		33.909	45.212	50.863	56.515	62.166	67.818	73.469
	2	松山工業用地				33.717	44.956	50.576	56.195	61.815	67.434	73.054
	3	白石工業団地				50.354	67.139	75.532	83.924	92.316	100.000	100.000

※苅田臨海工業用地（苅田2号地）については変更を予定しておりますので事前に内容をお問合せください

5. 工場立地法の届出が必要な場合

- ・工場を新設する場合
- ・工場の生産施設面積が増加する場合
- ・工場の敷地面積が増減する場合
- ・工場の緑地や環境施設面積が減少する場合
- ・工場で製造する製品を変更する場合
- ・氏名等を変更する場合
- ・工場を承継する場合
- ・工場を廃止する場合 など

6. 届出スケジュール



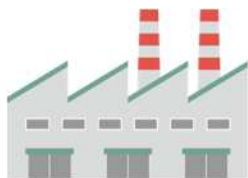
7. 既存工場に関する準則について

昭和49年6月28日に既に設置されていた既存工場については、直ちに国準則どおりに生産施設や緑地等を整備することが困難なことから、国準則の備考に特例的な取扱いが定められています。

具体的には、国準則の備考に、既存工場が昭和49年6月29日以降に生産施設を増設する際に増設できる生産施設面積の上限、生産施設を増設に伴って設置すべき緑地面積及び環境施設面積を算出する式が定められています。

基本イメージ図

工場敷地 (S)



工場立地法の施行前に
建てられた工場

緑地 (G1、G0)



増設する工場 (P)

増設する工場に対する
仮想敷地面積
(P/γ)

この仮想敷地面積が、増
設する緑地面積 (G) を
算定する対象になります。

《工場立地法に関するお問い合わせ先》

苅田町 交通商工課 商工・企業立地担当

〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町1丁目19番地1

TEL：093-434-1114 FAX：093-435-2101

E-mail：koutu-syoukou@town.kanda.lg.jp

URL：<https://www.town.kanda.lg.jp/page/1423.html>